

指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る取扱いについて

1 趣旨

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日付け老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき、本県における外部評価の実施回数の緩和に係る取扱いについて規定する。

2 外部評価の実施回数

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、原則として、少なくとも年に1回は、自己評価及び外部評価を実施することとする。
- (2) 市町村は、次のア～オの要件をすべて満たす場合には、(1)の規定にかかわらず、管内事業所の外部評価の実施回数を、2年に1回とすることができる。
 - ア 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度までに5年間継続して外部評価を実施している（緩和適用年度は実施したものとみなす）。
 - イ 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出している。
 - ウ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている。
 - エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している。
 - オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切である。

3 実施回数の緩和の手続について

- (1) 事業者は、上記2(2)に規定する外部評価の実施回数の緩和を受ける場合は、要件を満たしたことを証する書類を添えて、市町村に申請する。（様式1）
- (2) 市町村は、事業所からの申請内容を確認し、外部評価の実施回数の緩和の適用をする場合は、事業者に外部評価を2年に1回とする緩和措置を適用する旨の書類を交付する。（様式2）
- (3) 市町村は、毎年度県が定める期日までに、管内事業所における外部評価の実施回数の緩和の適用について県に報告する。

4 適用開始時期

この取扱いは、平成27年4月1日から適用とする。

様式 1

外部評価の実施回数の緩和に係る申請書

平成 年 月 日

(市町村長 宛)

申請者 所在地
法人名
法人代表者名 印

外部評価の実施回数について、「指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて」2(2)のア～オの要件を満たすため、下記証明書を添付し、実施回数の緩和を申請いたします。

記

1 申請事業所

- (1) 事業所名
- (2) 事業所所在地
- (3) 事業所連絡先
電 話：
F A X：
- (4) サービス種類
- (5) 事業所番号

2 実施回数の緩和申請をする年度 平成 年度

3 証明書類

- (1) 過去5年間の外部評価の実施状況が確認できる書類
- (2) 前年度の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」
- (3) 実施回数の緩和を申請する年度の前年度の運営推進会議の議事録及び出席者名簿(出席状況が確認できる書類)

様式 2

外部評価の実施回数の緩和に係る承認通知書

平成 年 月 日

(法人名・法人代表者) 様

市町村長

平成 年 月 日付けで申請のあった外部評価の実施回数の緩和については、「指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて」2(2)ア～オの要件を満たしているものと認められましたので、下記のとおり承認いたします。

記

1 対象事業所

- (1) 事業所名
- (2) 事業所所在地
- (3) サービス種類
- (4) 事業所番号

2 実施回数の回数を緩和する年度 平成 年度